

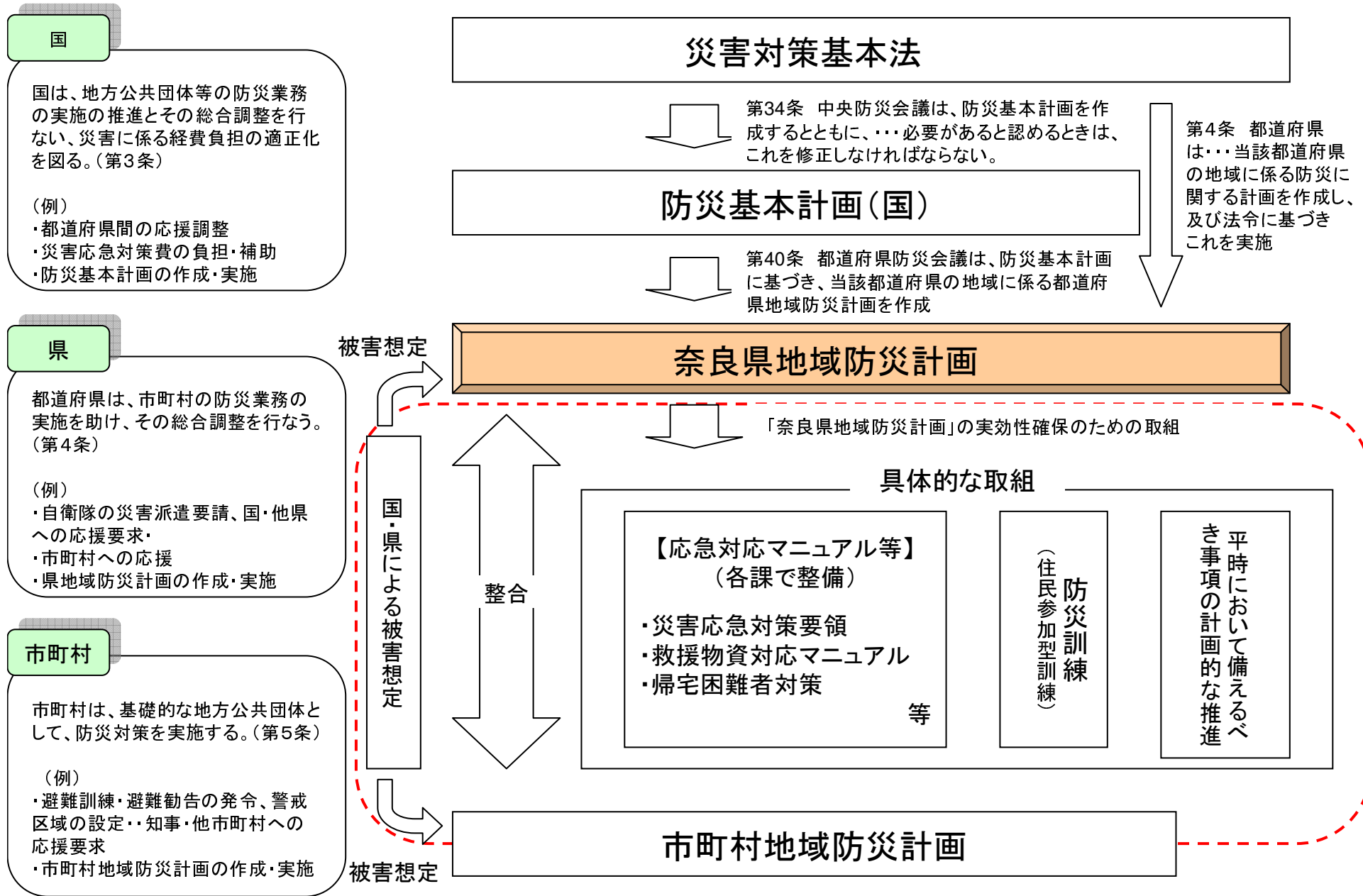
奈良県地域防災計画の 見直しについて

平成25年7月

奈良県防災会議事務局

(奈良県総務部 知事公室 防災統括室)

I. 奈良県地域防災計画の位置付け



Ⅱ. 奈良県地域防災計画の見直しに係る経緯

平成23年3月	東日本大震災が発生
同 4月	防災計画見直しの検討に着手
同 9月	台風12号に伴う大雨により奈良県内で大規模な水害・土砂災害が発生（紀伊半島大水害）
同12月及び 平成24年9月	防災基本計画の修正（国）
平成24年4月	紀伊半島大水害の経験と教訓を加えた更なる検討に着手
同 6月	災害対策基本法の一部改正
同12月	奈良県防災計画検討委員会開催 （座長：河田恵昭 関西大学教授）
平成25年2月	防災計画見直しの中間報告をとりまとめ公表
同 6月	災害対策基本法の一部改正



平成25年度中に「奈良県地域防災計画」を見直し

Ⅲ. 見直しにかかる「目標」・「方針」等（中間報告より）

1 目標

災害による**死者をなくす・人命を守る（避難の徹底を図る）**ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図る

2 見直し方針

- ① 紀伊半島大水害及び東日本大震災等の経験・教訓を踏まえ
- ② 直下型・海溝型地震、水害、土砂災害、原発事故対応といった災害の種類ごとに
- ③ 予防、応急、復旧・復興の各ステージに分けて
- ④ **市町村との十分な連携のもとに具体的な被害の事例研究等を行い、災害時に役に立つ実地的な防災計画**となるよう見直す

3 平成24年度の検討内容

1. 【重点項目の検討】

見直しにあたっては、人命を守る観点から「住民避難」等の7項目を重点項目として設定し、全体の計画に先んじて検討

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 住民避難 | 4. 災害初動体制の確立 |
| 2. 迅速な応急復旧 | 5. 情報伝達手段の確保 |
| 3. 防災関係主体の役割
分担と責任の明確化 | 6. 緊急物資の供給体制の確保 |
| | 7. 支援・受援体制の整備 |

(※「原子力災害対策」及び「南海トラフ巨大地震対策」については、国・他府県の取り組み状況等を見ながら、平成25年度に検討を行うこととする。)

2. 【モデル市町村】

実際に役立つ防災計画となるよう、災害の種別ごとにモデル市町村を設定し、これらの市町村と連携して具体的な防災対策の推進を図るとともに「モデル市町村取組事例集」を取りまとめた

土砂災害：五條市、天川村、野迫川村、十津川村

水害：王寺町、川西町

地震：奈良市、橿原市、大和郡山市

○ 工 程 表(案)

項目	平成 24 年度				平成 25 年度											
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防災計画の見直し	12/26 防災計画検討委員会		2/8 中間報告の発表					7/8 防災会議 （計画見直しについて）	8/20 防災計画検討委員会							
												県・市町村長 サミット パブリック コメント	防災計画検討委員会		防災会議 （防災計画最終取りまとめ）	

○ 今 年 度 の 進 め 方(案)

1. 中間報告に追加する事項

- (1) 南海トラフ巨大地震等の広域災害への対応
- (2) 原子力災害対策

2. 中間報告記載内容の充実強化

住民避難、災害への備え・予防対策、防災教育、等

1. 中間報告に追加する事項

(1) 南海トラフ巨大地震等の広域災害への対応

1. 想定される地震規模の見直し

内閣府の検討会が、**最新の科学的知見に基づき想定される最大クラスの地震**及び本県における被害を推計

表1 南海トラフ巨大地震
(科学的に想定される最大クラスの地震)

地震規模：M9.1
 県内の震度分布（市町村ごとの最大震度）
 ・震度6強：27市町村
 ・震度6弱：12市町村
※ 県内全市町村で震度6弱以上の揺れを想定

表2 東南海・南海地震同時発生
(第2次奈良県地震被害想定調査)

地震規模：M8.6
 県内の震度分布（市町村ごとの最大震度）
 ・震度6強：0市町村 ・震度6弱：7市町村
 ・震度5強：31市町村 ・震度5弱：1市町村
※ 震度6強が想定される市町村はゼロ、大半の市町村は震度5強以下の揺れを想定

想定地震規模の見直し

2. 本県に関する被害想定

表3

南海トラフ巨大地震	
最大死者数	約100人～最大約1,700人
全壊住家	最大約47,000棟
避難者数	約290,000人
帰宅困難者数	約13万人 (県内在住者のみ)

表4

(参考) 奈良盆地東縁断層帯（直下型地震）	
最大死者数	約5,200人
全壊住家	約119,600棟
避難者数	約435,000人
帰宅困難者数	(人数算定せず)

- 第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っている。
- 県内死者の約90%以上は、建物倒壊によるものと想定されており、残りは、土砂災害や火災によるものとされている。
(全国では死者の70%が津波と想定されている)

重点項目のポイント

- 地域防災計画に「南海トラフ巨大地震等の広域災害への対応」を追加
- 近隣府県において津波等による大規模な被害が想定されることから、国や他府県からの支援が期待できない場合も考え、**まずは、自立した災害対応を行うことが必要**。なお、本県の被害が比較的軽微な場合は近隣府県への支援を検討
- 県内で想定される被害に対しては、**住宅の耐震化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進める**

(1) 南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の強化

- 住宅の耐震化支援・家具の固定化や県有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進めることにより、地震による県内被害の軽減を図る。
- 大規模被害により物資の供給がストップすることも想定されるため、行政だけでなく、住民・地域・事業所等にできる限りの**備蓄の充実**を働きかけるなど、自助・共助・公助が協力して緊急物資の確保に取り組む（中間報告より再掲）
- 大規模災害発生時における**県外からの避難者の受け入れ**及び生活支援に関する計画を新設（中間報告より再掲）

(2) 帰宅困難者対策

- (県外に通勤・通学している県民向け)
 県外就業率・就学率が高いという本県の特徴を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）に対して、「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進
- (観光客等、県外からの来県者向け)
 年間約3,300万人の観光客が本県を訪れることから、観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・市町村・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討

(2) 原子力災害対策

【原子力災害対策】

(予防対策)

- 平常時の放射線管理の徹底
- 原子力施設管理者との連絡体制の確保
- 原子力発電所立地地域からの避難者受け入れ計画の検討

(応急対策)

- 原子力事故情報等の連絡
- 放射能影響の早期把握のための活動
- 屋内退避・避難収容等の防護活動
- 緊急医療
- 的確な情報伝達

※上記の項目について、今後検討。(国の原子力規制庁の「原子力災害対策指針」では、現在、原発から30km圏内の対策のみ規定。今後、30km圏外の対策の検討が行われることとなり、本県もこれを受けて検討。現時点では、本県の被害想定は不明。)

2. 中間報告記載内容の充実・強化

紀伊半島大水害の経験等をふまえ、以下の項目を充実させる。

■住民避難

「避難行動」及び「避難生活」に必要な対策について、より具体的に掘り下げて計画に記していく

避難行動

- ・ハザードマップ（洪水・土砂災害等）は安全な場所を示す「安全マップ」ではない。危険度が低いからといって必ずしも安全とは限らないことを、住民に対し周知徹底する
- ・避難ルート等について、住民が自ら防災マップを作成する。その際、専門家のアドバイスを受けて作成するようにする
- ・「雨が収まってもすぐに帰宅しない」を具体的な記述にする（例：警報解除後や土砂災害警戒情報解除後に帰宅する）
- ・住民に対し、降雨時は川や山から離れることを周知徹底する
- ・地域に転入されて間もない住民を「準災害時要援護者」と位置づけ、地域や近所で助け合うようにする
- ・避難しない人を絶対になくすよう、地域で取り組む
- ・深層崩壊等の大規模土砂災害の避難システムづくり（「大規模土砂災害監視・警戒・避難システム」の検討） 等

避難生活

- ・避難所は、国・県・民間の施設に加えて個人の住宅も指定対象とする
- ・「避難所カルテ」について記載する（市町村は避難所の現状を把握し、住民に公表するようにする）
- ・緊急物資に係る対応について、システムを確立 等

■災害への備え・予防対策 ー県土強靱化などー

- ・市町村と連携して、ため池の耐震性の点検・調査を実施
- ・災害に強い紀伊半島アンカールートの早期整備など、高規格道路の整備促進
- ・「奈良県橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、「事後保全」から「予防保全」への方針転換に組織的に取り組み、道路橋の安全・安心な通行の確保等を図る
- ・自助の充実・強化（建物の耐震化、家具の固定化、自己備蓄等の推進） 等

■防災教育

- ・災害教訓の次世代への継承
 - ・学校防災アドバイザーによる指導助言等に基づく、防災教育に係る指導方法等の開発・普及
 - ・紀伊半島大水害の記録を児童・生徒向けに編集した教材資料を作成

■その他

■災害初動体制の確立

- ・職員間で紀伊半島大水害の経験を継承・向上を図る（研修・訓練）

■情報伝達手段の確保（情報通信機器）

- ・衛星携帯電話について、県が窓口となり一括で国や事業者から貸与を受けて、市町村に配備するようにする

■支援・受援体制の整備（県外で災害発生の場合）

- ・平時より被災者受入体制・システムを整備する
- ・県外からの避難者の把握方法について検討する 等